

公 示

下記のとおり、漁業法第64条第5項の規定に基づき第一種区画漁業の海区漁場計画に関する公聴会及び第390回香川海区漁業調整委員会を開催する。

令和4年8月22日

香川海区漁業調整委員会
会長 北尾登史郎

記

(公聴会)

1. 年 月 日 令和4年8月31日(水)
午前10時00分～10時30分

2. 場 所 高松市番町四丁目1番10号
県庁本館12階 大会議室

3 公聴すべき案件

1) 第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について

4. 公述の申し込み

公聴会において意見を述べようとする者(公述者)は、所属、氏名、及び発言内容の要旨を文書で令和4年8月26日(金)までに当委員会事務局へ提出してください。

5. 公述者の範囲

- 1 漁業権者
- 2 入漁権者
- 3 漁業権漁業の経営者
- 4 漁業協同組合関係者
- 5 その他利害関係のある者

注) 上記案件(海区漁場計画の内容)については、地元の各漁業協同組合事務所、市役所、町役場、香川県農政水産部水産課及び同課内の香川海区漁業調整委員会事務局のうち、最寄りの場所で問合せ又は閲覧されたい。

(委員会)

1. 年 月 日 令和4年8月31日(水)
午前10時30分～11時30分
(公聴会の状況によって開始時間が早まる可能性があります。)

2. 場 所 同 上

3. 議 題

- 1) 第一種区画漁業に係る海区漁場計画の作成について(諮問)
- 2) 資源管理の状況等の報告(共同漁業権及び定置漁業権)について
- 3) その他